



※ 議案は、本会議での質疑の後、所管の常任委員会に付託して慎重に審議しました。
主な議案と審議の経過について紹介します。

令和6年度から 都市計画税を廃止

議案第43号 加西市税条例の一部を改正
する条例の制定について

概要 これまで都市計画税を財源に実施してきた都市計画事業又は土地区画整理事業について、現在は市街地の都市基盤施設が一定整備されている。また、同じ市街化区域内においても事業の実施に差異が生じている。市街化区域の都市基盤整備の受益は市全体に及ぶものであり、税負担の公平性の観点から都市計画税を令和6年4月1日から廃止するもの。

質疑

問 現在の都市計画事業の整備状況は。

答 都市計画事業のうち、都市計画道路の整備率は70.6%、未整備の大部分は県道です。また、市街化区域内の公共下水道の普及率は99.9%です。雨水整備率は78.9%、中野地区の雨水整備が当面続く状況です。

土地区画整理事業は5地区、市街地再開発事業は1地区の整備をこれまで実施しています。今後、土地区画整理事業が実施可能な大規模な未利用地が見当たらない状況で、都市計画事業として行すべき市街化区域の都市基盤の整備は、一定のめどが立っていると考えます。

問 財源に限られることによる事業の縮小が懸念されるが、これまでどおり計画的にまちづくりが実施されるのか。

答 令和5年3月に改定した都市計画マスタープランに沿って、地域に限定することなく必要な整備を行うことができるよう、国・県による補助金や交付金等を活用していきます。また、交付税措置がある起債を活用するなど財源を確保し、事業実施計画に基づいて事業を実施したいと考えます。

今後、市が実施する大規模な都市計画事業の予定もないことから、都市計画税の減収分の影響はほとんどないものと考えます。

問 加西市は市街化区域と市街化調整区域の線引き廃止に向けて取り組んでおり、都市計画税の廃止は線引き廃止に合わせて実施してはどうか。

答 都市計画事業債の償還は今後減少していきます。また、令和5年度は都市計画税が事業費を若干上回ると見込んでいます。このような状況から、線引き廃止を待つのではなく、今後は一般財源を活用して事業を継続したいと考えます。

問 都市計画事業に一般財源を充てることは、市内全域の市民が都市計画事業の負担をすることになる。税負担の公平性は保たれるのか。

答 (市長) これまで、都市計画税の用途は主に下水道整備及び土地区画整理と説明してきました。市内全域で下水道が整備され、また道路整備も進んでいます。市街化区域とその他地域との利便性に差はなく、都市計画税の用途について明確な説明ができない状況になっています。区画整理により固定資産税は上がっており、加えて都市計画税を負担することは、税負担の公平性の均衡が保たれていないと考えます。また、受益の公平性を担保することも必要です。

討論

賛成

・都市計画税を財源とする事業はほぼ終了し、目的税としての役割はおおむね終えている。また、課税対象区域においても、整備済みと未整備地域で税の不公平感が出ている状況があり、都市計画税は速やかに廃止するのが望ましい。(本会議)

・市街化区域は土地の評価額も高く、それに応じた固定資産税を負担している。また、公共下水の普及率はほぼ100%であり、都市計画税の目的は一定達成している。廃止に伴う減収は、予算の精査及び有効活用で総合的に対応すべきものとする。(本会議)

反対

・雨水整備事業債等の返済や、減収による今後の事業の財源確保への影響など不安要素が考えられる。また、現在進めている線引き廃止が実施される時期に行っても遅くはない。減税の対象外の地域も多く加西市全体の状況を考えていただきたい。(本会議)

・子育て世代から、将来的にしわ寄せがあるのでと心配の声を聞く。地域からの不安の声を傾け、再度、廃止のタイミングを検討していただきたい。(本会議)

議決結果

賛成8、反対6の
賛成多数で原案可決

